

# 商品化等許諾契約書

現代企画株式会社（以下「甲」という）と（以下「乙」という）は、現代企画株式会社が制作する「いしきりん」（別添1）の商品化等の許諾に関して、以下のとおり契約を締結する。

## （定義）

第1条 本契約において使用する次の用語の意味は、以下のとおりとする。

- （1） 本著作物とは、現代企画株式会社が制作する「いしきりん」（別添1）をいう。
- （2） 原作者とは、現代企画株式会社をいう。

## （保証）

第2条 甲は乙に対し、甲が原作者から委任を受け、本著作物に関する商品化等許諾について本契約を締結する権限を有していることを保証する。

## （許諾）

第3条 甲は乙に対し、本契約別添（様式一）に表示する乙の指定商品（以下「本商品」という）に、本著作物を使用することを許諾する。許諾地域は日本国内とする。

## （第三者に対する許諾）

第4条 本著作物の第三者に対する商品化許諾については、次のとおりとする。

- （1） 甲は、本契約の有効期間中、本商品と同質、同種の商品については、乙の承認を得ることなく第三者に対して本著作物の商品化、広告使用等を許諾しないものとする。
- （2） 前号の規定にも関わらず、甲は価格、販売区域等の相違により、乙の利益を害さないものについては、第三者に対して、本著作物の商品化、広告使用等を許諾する権利を留保する。

## （規格等の変更）

第5条 本商品の銘柄、材質、種類、規格、小売価格、最低製造数量は、本契約別添（様式一）に記載の通りとし、これを変更しようとするときは、乙は変更申請書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

## （対価及び支払い方法）

第6条 本商品の原稿料および商品化許諾料を次のとおりとする。

- （1） 乙は、本著作物を使用する場合、甲に対して原稿料としてイラスト1点につき10,000円、立体造形物は20,000円を支払う。（消費税別）
- （2） 乙は、本契約に基づく商品化許諾料として、最終税込み小売価格の3%に別添記載の本商品の製造数量を乗じた金額（消費税別）を支払う。ただし、乙が石切参道商店街振興組合の組合員である場合、または甲が特に認めた場合においては、減免申請書の提出によりこれを減免することができる。
- （3） 前各号の支払いは、本契約締結後1ヵ月以内に、甲の指定する下記銀行口座への振込みにより支払うものとし、銀行手数料は乙の負担とする。

## 記

### 【甲指定の銀行口座】

銀行名 : 三井住友銀行梅田支店

口座番号 : 普通預金 3085040

口座名義 : 現代企画株式会社

### (無償および有償の基準)

第7条 本著作物の使用を承認する場合の無償および有償の基準は次のとおりとする。

#### (1) 無償の場合

- 1) 国、地方自治体、学校法人および公益法人等が非営利事業に使用する場合。
- 2) テレビ、新聞、雑誌等報道機関が報道目的に使用する場合。
- 3) その他無償とすることが適切であると甲および原作者が認める場合。

#### (2) 有償の場合

- 1) 商品およびそのパッケージに使用し、それによって申請者が収益を得る場合。
- 2) レンタル、リース、またはサービス等の提供によって申請者が収益を得る場合。
- 3) 景品等に使用する場合。
- 4) 広告等に使用する場合。
- 5) 企業活動に使用する場合。
- 6) その他有償とすることが適切であると甲および原作者が認める場合。

### (原画、写真等の使用)

第8条 原画、写真等の使用は次のとおりとする。

- (1) 乙が、本商品を製造するときに使用する本著作物の原画、写真等の資料は、甲がその使用を承認したもの、または乙が製作・監修し、甲の承認を得たものに限る。
- (2) 本商品にのみ使用する原画、写真等の資料の製作にかかる費用は乙の負担とする。
- (3) 乙は、甲から貸与を受けた原画、写真等の資料を、使用済後、遅滞なく甲に返還しなければならない。

### (宣伝、広告の使用)

第9条 乙が本商品の販売を促進するために本著作物を宣伝、広告等に使用する場合、その方法および内容ならびに使用料支払の要否および必要な場合のその額について事前に甲との合意を得るものとし、これに使用する原画、写真等の扱いについては前条に準ずる。

### (著作権表示等)

第10条 乙は、本商品各個、および宣伝、広告物に、甲の指定する著作権表示文字 ©現代企画、または ©GENDAIKIKAKU および甲の指定する「いしきりん」の表示をしなければならない。

### (製造報告書の提出)

第11条 乙は、本契約に基づき製造、販売する本商品について、製造後直ちに、製造報告書を甲に提出しなければならない。

(小売価格の値上げ)

第12条 乙は、本契約別添(様式一)記載の小売価格を値上げする場合は、あらかじめ「商品化等許諾変更申請書」を甲に提出して承認を受け、第6条2号に定める条件と同一条件により算出された商品化許諾料の追加を当月末日に締切り、翌月末までに甲の指定する銀行口座に振込み支払う。

(本商品の事前の提供)

第13条 本商品の事前の提供は次のとおりとする。

- (1) 乙は、本商品を宣伝、発売する前に、第8条、第9条に定める原画、写真等の資料との適合性および第10条に定める著作権表示につき、甲の承認を受けなければならない。
- (2) 乙は、宣伝物の完成品1点(搬入が困難なもの、または過大な費用を要するもの等)については、写真その他、甲が内容を確認できるものをもって代えることができる) および本商品各10点を見本として、無償で甲に提供する。(広報活動用含む)

(帳簿の閲覧)

第14条 甲は、前条の数量、金額等を確認するために、乙の営業時間内に本商品に関連する帳簿、その他の必要資料を閲覧することができる。

(対価の不返還)

第15条 甲が本契約に基づき、乙から受領した金額は、理由の如何を問わず、一切返還しないこととする。ただし、明白な誤計算の場合は、無利子で、かつ振込み手数料は乙の負担の上、差額を返還する。

(譲渡禁止)

第16条 乙は、本契約に基づき甲から許諾された権利の全部、または一部を甲の承認なしに第三者に譲渡したり、使用させたり、あるいは乙や第三者のために担保に供したりしてはならない。

(商標・意匠の登録禁止)

第17条 乙は、本商品に関する本著作物の商標・意匠の登録を行うことはできない。

(安全責任の義務)

第18条 乙は、本商品の製造、販売または宣伝にあたり、生産物賠償責任保険(PL保険)などに加入したうえで、その品質等に関し、次の各号に十分留意しなければならない。

- (1) 安全、衛生等に関する現行法令、業界基準等に適合すること。
- (2) 社会的、教育的な悪影響を及ぼすような扱い方をしないこと。
- (3) 本著作物、原作者の名誉、声価およびイメージ等を毀損するような取り扱い、または改変を行わないこと。

2 甲は、乙が前項に違反した場合は、本商品の製造、販売の停止、すでに製造、販売した商品の回収、改造、または破棄を指示することができる。乙は、甲の指示に直ちに従うものとする。

3 乙が、本商品の欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、乙は自己の費用負担と責任においてこれを解決し、甲および原作者に解決のための何らの負担も負わせてはならず、仮に甲および原作者が解決のために何らかの負担をした場合は、これを全て補償する。また、当該欠陥により甲および原作者の名誉、信用を毀損する結果となった場合は、これについても補償をしなければならない。損害に対する当該展開地域及び、大阪地域にて顛末広告の掲載をしなければならない。

(製造、販売中止)

第19条 乙は、本契約中、本商品の製造、販売を中止したときは、直ちに甲に通知しなければならない。

(権利の紛争)

第20条 本商品が第三者の権利を侵害し、またはこれに関連して紛争を生じた場合および本商品の販売の際に生じた乙の営業上の損害について、甲は一切責任を負わないものとし、乙は、自己の負担によりこれを解決しなければならない。ただし本著作物の著作権に関連して紛争が生じた場合は、第2条の規定により、甲ならびに原作者の責任においてこれを解決するものとする。

(権限の侵害・阻止)

第21条 乙は、本著作物または本契約により許諾を受けた使用権を第三者が侵害し、または侵害しようとしているときは、すみやかに甲に対しその旨を連絡し、甲乙は協力してその侵害を阻止しなければならない。

(契約有効期間)

第22条 本契約の有効期間は、20 年 月 日より20 年 月 日までの1年間とする。

(契約期間の満了)

第23条 前条に定める契約期間が満了したとき、または甲および乙の双方が解約に合意したときは、本契約は終了する。

2 甲または乙のいずれか一方が契約の更新を希望する場合は、他方に対し契約期間満了日より3ヵ月前に口頭により通告し、第6条の原稿料および商品化許諾料の変更をはじめとする契約条件について甲乙協議のうえ、商品化の許諾を継続する契約を締結することができる。

(契約終了後の商品の扱い)

第24条 乙は本契約の期間満了時、または合意解約時において未販売の本商品が残存する場合、期間満了後60日間に限り、残存している本商品を販売することができる。

2 乙は本契約期間満了の60日後、または乙の責任に基づき本契約が解除された場合、未販売の本商品があるときは、その旨甲に連絡し、その処理について甲の指示に従わなければならない。

(解除)

第25条 甲乙が次の号のいずれかに該当する場合は、甲または乙は、相手方に対し催告のうえ本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の各条項に違反したとき。
- (2) 破産、会社更生の申し立てがあったとき。
- (3) 差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分等を受けたとき。
- (4) 営業の中断、廃止、活動不能のあったとき、清算に入ったとき、またはゆえなく本商品の製造、販売を中止したとき。

(協 議)

第26条 本契約の条項につき疑義が生じた場合、または本契約に定めなき事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを解決する。

(紛 争)

第27条 甲および乙は、本契約により生ずる紛争については、大阪地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の証として本契約書(A3かA4)2通を作成し、甲乙は各々記名押印のうえ、各1通を保有する。

20 年 月 日

住 所 〒530-0027 大阪市北区堂山町15-4 アクトスリー6F  
甲 会 社 名 現代企画株式会社  
代表者氏名 代表取締役 東矢 春夫 ⑩

住 所  
乙 会 社 名  
代表者氏名 ⑩